四　債券現先取引に係る利率が、次に掲げる当該債券現先取引の区分に応じそれぞれ次に定める利率に二を乗じて得た率に百分の一を加えた率以下であること。

イ　法第四十二条の二第三項第一号に掲げる債券に係る債券現先取引　当該債券現先取引の約定をした日の前日以前三月間のコール資金の貸付けに係る利率のうち最も高いものとして財務省令で定める利率

ロ　法第四十二条の二第三項第二号又は第三号に掲げる債券に係る債券現先取引　第十一項に規定する外国におけるイに定める利率に相当するものとして財務省令で定める利率

第二十七条の二第九項第五号イ中「うち法第四十二条の二第六項第二号ロ」を「うち法第四十二条の二第七項第二号ロ」に改め、同号イ(2)中「第二十三項」を「第二十六項」に、「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に改め、同号ロ中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に改め、同条第二十三項中「各人別」の下に「(非課税適用申告書を提出した特定外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合には、各人別及びその受託した適格外国証券投資信託の別)」を加え、「第四十二条の二第十二項」を「第四十二条の二第十三項」に改め、同項第一号中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に、「同条第六項第二号ロ」を「同条第七項第二号ロ」に改め、同項第二号中「第四十二条の二第六項第二号ロ」を「第四十二条の二第七項第二号ロ」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第四十二条の二第十項」を「第四十二条の二第十項各号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第四十二条の二第九項」を「第四十二条の二第十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22　適格外国証券投資信託の受託者である特定外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受ける法第四十二条の二第三項に規定する支払を受ける利子について同項の規定の適用を受けようとする場合には、当該特定外国法人は、その受託した適格外国証券投資信託の別に、非課税適用申告書を同条第八項又は前項の規定により同条第八項に規定する税務署長に提出するものとする。

第二十七条の二第十八項中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、「各人別」の下に「(当該特定外国法人が適格外国証券投資信託（同条第四項に規定する適格外国証券投資信託をいう。以下この項、第二十二項及び第二十六項において同じ。)の受託者である場合には、各人別及びその受託した適格外国証券投資信託の別)」を加え、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「第十九項」を「第二十一項」に、「第二十一項及び第二十二項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第四十二条の二第六項第二号イ」を「第四十二条の二第七項第二号イ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十一項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項第一号中「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　法第四十二条の二第三項第二号に規定する政令で定める債券は、外国（財務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が発行し、又は保証する債券（当該外国の通貨として財務省令で定める通貨で表示されるものに限る。）とする。

12　法第四十二条の二第三項第三号に規定する政令で定める債券は、外国の特別の法令の規定に基づき設立された外国法人で、その業務が当該外国の政府の管理の下に運営されているものが発行する債券（当該外国に係る前項に規定する財務省令で定める通貨で表示されるものに限る。）とする。

第二十七条の四第一項中「第四十二条の四第六項第一号」を「第四十二条の四第七項第一号」に、「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に、「同条第八項第九号」を「同条第八項第十号」に、「金額と」を「金額（以下この項において「特別試験研究機関等研究費の額」という。）と」に、同条第七項第二号に規定する政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同項に規定する特別試験研究費の額（当該特別試験研究機関等研究費の額を除く。）のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第十八項第三号及び第九号に掲げる試験研究に係る同条第八項第十号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額と」に改め、同条第六項中「第九項」を「次項又は第九項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「同項第三号に掲げる」を削り、「設立の日」の下に「(法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては恒久的施設を有することとなつた日とし、公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日とし、公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。次項及び第九項第二号において同じ。）」を加え、同条第七項を次のように改める。

7　法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合のその適用を受ける事業年度（以下この条において「適用年度」という。）の当該法人の法第四十二条の四第八項第五号に規定する比較試験研究費の額（第九項において「比較試験研究費の額」という。）の計算における同号の試験研究費の額については、当該法人の当該各号に規定する調整対象年度に係る試験研究費の額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額）をいう。以下第九項までにおいて同じ。）は、当該各号に定めるところによる。

一　適用年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。以下この号において同じ。）に係る合併法人等　当該合併法人等の基準日（次に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。以下この項及び第九項において同じ。）から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該合併法人等が当該適用年度開始の日においてその設立の日の翌日以後三年を経過していない法人（以下この条において「未経過法人」という。）に該当する場合には基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度に係る試験研究費の額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の月別試験研究費の額を合計した金額に当該合併等の日（当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

イ　法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が未経過法人に該当し、かつ、当該法人がその設立の日から当該適用年度終了の日までの期間内に行われた合併、分割、現物出資又は現物分配（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該設立の日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとし、その合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人等の当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日前に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日前に開始した連結事業年度）に係る試験研究費の額が零である場合における当該合併、分割、現物出資又は現物分配を除く。イにおいて同